

本郷産業廃棄物最終処分場に係る県の指導・監視体制の強化 及び市民への説明責任の徹底を求める意見書

本郷産業廃棄物最終処分場については、当該施設からの汚染物質流出への懸念や産業廃棄物の展開検査の実施状況に対する不安の声が市民から継続的に寄せられています。

これまで、広島県においても対応がなされてきたところですが、これまでの対応では市民の不安が十分に解消されているとは言い難く、生活環境への影響を心配する声が今も後を絶ちません。

令和8年5月14日、広島高等裁判所は設置許可の取消しを認めた一審（広島地方裁判所）の判決を覆し、原告である市民側の請求を棄却する判決を言い渡しました。

市民にとって最も重要なことは、裁判の結果にかかわらず、将来にわたり安心して暮らせる環境が確保されることです。

これまでの状況を踏まえ、広島県におかれては、市民の声を丁寧を受け止め、地域の環境悪化への不安解消に向け、より一層の取組を求めます。

つきましては、次の事項について対応されるよう強く要望します。

1 維持管理の指導徹底

市民の不安を払拭し、周辺環境の保全を図るため、当該施設における浸透水が廃棄物の処理及び清掃に関する法律の基準値を超えることのないよう、事業者に対し適正な維持管理の徹底を指導すること。

2 監視体制の強化

水質検査や産業廃棄物の展開検査の実施状況を改めて確認し、市民が安心できる継続的な監視体制を整えること。

3 市民への説明機会の確保

広島県が主体となり、市民に対して丁寧な説明の機会を設けること。また、これまで提出されたものも含め、市民からの質問等についても誠実に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和8年6月26日

広島県知事 横 田 美 香 様

竹 原 市 議 会